

沖縄県最低賃金の決定（改正決定）に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取
に関する公示

沖縄労働局一般公示 31-25 号

沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の決定（改正決定）について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、沖縄県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和元年 7 月 16 日（火）17 時までに、沖縄地方最低賃金審議会（事務局：那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階 沖縄労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

令和元年 7 月 1 日

沖縄労働局長 安達 隆文

